

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に関する補足資料

＜補足資料内容＞

30	繁殖期と非繁殖期を分けた確認種リストについて	1
31	温室効果ガスの事後調査について	8
32	盛土や重機の走行等による透水管の破損や浸出水のルートについて	11
33	切土する汚染土壌について	13
34	建設発生土について	18

令和 8 年 8 月
横 浜 市

30 繁殖期と非繁殖期を分けた確認種リストについて

【令和8年度第2回審査会ご意見】

準備書 6.2-30 ページの表 6.2.1.19 で、注目すべき種（鳥類）が挙げられているのですが、この表のリストアップについて、指摘というかコメントなのですけれども、神奈川県レッドリスト（神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006）を選定基準に挙げています。この表 6.2.1.19 で言うと、一番右の選定基準及びランク 6 番に当たるもので、神奈川県では、この表の下に注意書きにも書いていますが、繁殖期と非繁殖期に分けてレッドリストで、希少種の区分分けをしています。何かというと、同じ種だからといって繁殖期と越冬期だと、その場所にいた意味が変わってくるので、誤解を与えないように、繁殖期と非繁殖期に分けて、ランク付けをしているわけです。

そうやってきたときにその対象ではない、例えば、ここで挙がっている「ホオアカ」は、もし繁殖期に確認された場合は、CR+EN（絶滅危惧Ⅰ類）という扱いになっていると思うのですが、ここでは、冬季でしか確認がされていないのに、「ホオアカ」をリストアップしています。そのようなことが幾つか出てくるので、神奈川県レッドデータブックの本来の意味を取って考えるのであれば、繁殖期が対象になっているものについて、越冬期だけに観察されたのであれば、リストアップをするべきではないですし、逆も然りだと思います。こういうところで挙がってくると誤解を与えてしまう可能性が大きいので、「繁殖期と非繁殖期を分けているものが該当する時期に観察された場合はリストアップする」という形にするべきではないかなと思います。

例えば、「キビタキ」については春なので、どちらでも採れるという状況もあるかもしれないですけど、そのような場合は注意書きで「キビタキについては確認されたけれども、渡りの移動期の話なので、繁殖期に該当しません」のような言い方もできると思いますし、その辺をしっかりと区分して、書かないものを書かないとしていかないと、何でもかんでも挙げると、誤解を与えることになってしまいますので、そのような形にした方が良かったと思います。

【事業者の見解】

準備書では、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）掲載種については、確認時期によらず注目種として整理し、予測を実施していました。

ご指摘を踏まえ、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）において繁殖期のみランクが付与されている種は、非繁殖期もしくは渡りの時期のみの確認である場合には、調査結果としては引き続き注目すべき種に位置付けるものの、影響予測の対象種からは除外することとしました。

鳥類（一般鳥類）調査は、表 30-1 に示すとおり実施しており、「繁殖期の鳥類相」の把握を目的として 6 月に実施した夏季調査で確認された鳥類が、対象事業実施区域及び周辺で繁殖している鳥類となります。キビタキについては、「春の渡りの時期の鳥類相」の把握を目的とした春季調査のみの確認で、夏季調査では確認されていないので、ご指摘のとおり、「渡りの時期に確認されたもの」として整理します。

また、鳥類調査結果（表 30-2 参照）について、確認時期と「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）の評価区分との対応を確認しました。エゾムシクイ、コサメビタキ、キビタキ、キセキレイ、ホオアカ、アオジの 6 種は、繁殖期のみランク付けされる種で、対象事業実施区域では繁殖していないので、注目すべき種としての記載は維持しますが、ご指摘のとおり、影響予測の対象種から除外することとしました。

これらの内容は環境影響評価に反映します。準備書 p. 6. 2-30 の「表 6. 2. 1. 19 注目すべき種（鳥類）」については表 30-2（2）のとおり、準備書 p. 6. 2-32 の「表 6. 2. 1. 20（2） 注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）」については表 30-3（2）のとおり修正するほか、準備書 p. 6. 2-48 の「⑥ 予測結果 ア 鳥類」についても修正し、注目すべき種への影響予測結果の表のうち、エゾムシクイ（準備書 p. 6. 2-53 表 6. 2. 1. 32（11））、コサメビタキ（準備書 p. 6. 2-54 表 6. 2. 1. 32（13））、キビタキ（準備書 p. 6. 2-55 表 6. 2. 1. 32（14））、キセキレイ（準備書 p. 6. 2-55 表 6. 2. 1. 32（15））、ホオアカ（準備書 p. 6. 2-56 表 6. 2. 1. 32（17））、アオジ（準備書 p. 6. 2-57 表 6. 2. 1. 32（18））の表については、削除します。準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

表 30-1 鳥類（一般鳥類）調査実施日

調査季	現地調査実施日	調査対象
冬季	令和 2 年 2 月 17 日（月）	冬季の鳥類相
春季	令和 2 年 4 月 30 日（木）	春の渡りの時期の鳥類相
夏季	令和 2 年 6 月 23 日（火）	繁殖期の鳥類相
秋季	令和 2 年 10 月 19 日（月）	秋の渡りの時期の鳥類相

表 30-2 (1) 注目すべき種 (鳥類)
(準備書 p. 6. 2-30 表 6. 2. 1. 19)

No.	目名	科名	種名	調査時期				選定基準及びランク						
				冬季	春季	夏季	秋季	1	2	3	4	5	6	
1	チドリ目	チドリ科	コチドリ		○	○							注目 ^a	
2		シギ科	タシギ	○									注目 ^b	
3	タカ目	タカ科	ツミ	○									VU ^a 希少 ^b	
4			ハイタカ	○								NT	DD ^a 希少 ^b	
5			オオタカ	○	○		○					NT	VU ^a 希少 ^b	
6			ノスリ	○									VU ^a 希少 ^b	
7	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	○							国内	VU	CR+EN ^a 希少 ^b	
8	スズメ目	モズ科	モズ	○	○	○	○						減少 ^a	
9		ヒバリ科	ヒバリ	○	○	○	○						減少 ^a	
10		ツバメ科	ツバメ		○	○							減少 ^a	
11		ムシクイ科	エゾムシクイ		○								NT ^a	
12		セッカ科	セッカ		○	○							減少 ^{a, b}	
13		ヒタキ科	コサメビタキ				○							CR+EN ^a
14			キビタキ		○									減少 ^a
15		セキレイ科	キセキレイ				○							減少 ^a
16		アトリ科	カワラヒワ	○	○	○	○							減少 ^a
17		ホオジロ科	ホオアカ	○										CR+EN ^a
18			アオジ	○										VU ^a
合計 4 目 13 科 18 種				11 種	9 種	6 種	6 種	0 種	0 種	0 種	1 種	3 種	18 種	

※1 選定基準及びランクは表 6. 2. 1. 18 の No. と対応します。

※2 種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 6 年 10 月)に準拠しました。

※3 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月)において、鳥類は繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a: 繁殖期 b: 非繁殖期

表 30-2 (2) 注目すべき種 (鳥類)

(赤字：準備書からの変更箇所)

No.	目名	科名	種名	調査時期				選定基準及びランク						
				冬季	春季	夏季	秋季	1	2	3	4	5	6	
1	チドリ目	チドリ科	コチドリ		○	○							注目 ^a	
2		シギ科	タシギ	○									注目 ^b	
3	タカ目	タカ科	ツミ	○									VU ^a 希少 ^b	
4			ハイタカ	○							NT	DD ^a 希少 ^b		
5			オオタカ	○	○		○				NT	VU ^a 希少 ^b		
6			ノスリ	○								VU ^a 希少 ^b		
7	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	○							国内	VU	CR+EN ^a 希少 ^b	
8	スズメ目	モズ科	モズ	○	○	○	○						減少 ^a	
9		ヒバリ科	ヒバリ	○	○	○	○						減少 ^a	
10		ツバメ科	ツバメ		○	○							減少 ^a	
11		ムシクイ科	エゾムシクイ※ ⁴		○								NT ^a	
12		セッカ科	セッカ		○	○							減少 ^{a, b}	
13		ヒタキ科	コサメビタキ※ ⁴				○						CR+EN ^a	
14			キビタキ※ ⁴		○								減少 ^a	
15		セキレイ科	キセキレイ※ ⁴				○						減少 ^a	
16		アトリ科	カワラヒワ	○	○	○	○						減少 ^a	
17		ホオジロ科	ホオアカ※ ⁴	○										CR+EN ^a
18			アオジ※ ⁴	○										VU ^a
合計 4 目 13 科 18 種				11 種	9 種	6 種	6 種	0 種	0 種	0 種	1 種	3 種	18 種	

※1 選定基準及びランクは表 6. 2. 1. 18 の No. と対応します。

※2 種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 6 年 10 月)に準拠しました。

※3 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月)において、鳥類は繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期 b：非繁殖期

※4 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月)では繁殖期と非繁殖期に分けてランクが設定されていますが、エゾムシクイ、コサメビタキ、キビタキ、キセキレイ、ホオアカ、アオジの 6 種は繁殖期のみのランク付けで、対象事業実施区域では繁殖期に確認されていないため、予測の対象種から除外しました。

表 30-3 (1) 注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）
(準備書 p. 6.2-32 表 6.2.1.20 (2))

種名	生態及び確認状況
ツバメ	本種は、夏鳥として県内全域の集落、都市に渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣を造ります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。飛びながら飛翔昆虫を捕らえます。 現地調査では、対象事業実施区域内の広範囲で春季に 8 個体、夏季に 11 個体が確認されました。 なお、対象事業実施区域内及び周辺での営巣は確認されていません。
エゾムシクイ	本種は、夏鳥として低山から亜高山帯にかけての広葉樹林に生息します。傾斜が急で崖がある山を好みます。樹上生活が主であるが、梢近くよりも、低い下枝にとまることが多いです。崖のくぼみや穴の奥に主に藓類を材料にして横に出入口のある球形の巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で春季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
セッカ	本種は、留鳥として河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら餌を採ります。草の茎や葉の間に巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域内の高茎草地や低茎草地で春季に 2 個体、夏季に 8 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。
コサメビタキ	本種は、夏鳥として渡来し、山地から丘陵地にかけての明るい林で繁殖します。秋の渡りの季節には、丘陵地や市街地の公園で観察されます。枝先から飛んでいる昆虫をねらい捕らえます。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で秋季に 2 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
キビタキ	本種は、夏鳥として山地から丘陵地がよく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り採食することが多いです。繁殖は落葉広葉樹、針広混交林で行われ、巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で春季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
キセキレイ	本種は、留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。常に尾を上下に振りながら、主に水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木にとまり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチ等も行います。人家の屋根や橋桁、樹木等にお椀型の巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域内の草地で秋季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
カワラヒワ	本種は、留鳥としてほぼ全域に生息しますが、繁殖記録は平野部に多く山間部にはほとんど確認されません。市街、村落、道路付近等の林や独立樹等に営巣し、巣は 3～7m の高さの枝上にあります。雑木林や農耕地の減少により、個体数が減少しています。 現地調査では、対象事業実施区域内の樹林等や草地等で冬季に 4 個体、春季に 3 個体、夏季に 1 個体、秋季に 5 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。
ホオアカ	本種は、おもに冬鳥として渡来し、河原や農耕地、草地に生息します。繁殖は、草原や灌木の散在する草原でおこないます。地上をはね歩き、草の実を採食します。県内では、人為的な開発の影響で河原や、休耕地、草地が減少し、生息地が減少しています。 現地調査では、対象事業実施区域内の比較的高茎の草地や灌木上で冬季に 3 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
アオジ	本種は、開けた森林や林縁に生息する種で、植物の種子や昆虫類を食べ、地表や低木の樹上に営巣します。繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭等でもみられます。県内では箱根で繁殖例が記録されています。 現地調査では、対象事業実施区域内の高茎草地や林縁で冬季に 2 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）

表 30-3 (2) 注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）

（赤字：準備書からの変更箇所）

種名	生態及び確認状況
ツバメ	本種は、夏鳥として県内全域の集落、都市に渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣を造ります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。飛びながら飛翔昆虫を捕らえます。 現地調査では、対象事業実施区域内の広範囲で春季に 8 個体、夏季に 11 個体が確認されました。 なお、対象事業実施区域内及び周辺での営巣は確認されていません。
エゾムシクイ※	本種は、夏鳥として低山から亜高山帯にかけての広葉樹林に生息します。傾斜が急で崖がある山を好みます。樹上生活が主であるが、稍近くよりも、低い下枝にとまることが多いです。崖のくぼみや穴の奥に主に蘚類を材料にして横に出入口のある球形の巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で春季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
セッカ	本種は、留鳥として河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら餌を採ります。草の茎や葉の間に巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域内の草地（高茎）や草地（低茎）で春季に 2 個体、夏季に 8 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。
コサメビタキ※	本種は、夏鳥として渡来し、山地から丘陵地にかけての明るい林で繁殖します。秋の渡りの季節には、丘陵地や市街地の公園で観察されます。枝先から飛んでいる昆虫をねらい捕らえます。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で秋季に 2 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
キビタキ※	本種は、夏鳥として山地から丘陵地によく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り採食することが多いです。繁殖は落葉広葉樹、針広混交林で行われ、巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で春季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
キセキレイ※	本種は、留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。常に尾を上下に振りながら、主に水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木にとまり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチ等も行います。人家の屋根や橋桁、樹木等にお椀型の巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域内の草地で秋季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
カワラヒワ	本種は、留鳥としてほぼ全域に生息しますが、繁殖記録は平野部に多く山間部にはほとんど確認されません。市街、村落、道路付近等の林や独立樹等に営巣し、巣は 3～7m の高さの枝上にあります。雑木林や農耕地の減少により、個体数が減少しています。 現地調査では、対象事業実施区域内の樹林等や草地等で冬季に 4 個体、春季に 3 個体、夏季に 1 個体、秋季に 5 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。
ホオアカ※	本種は、おもに冬鳥として渡来し、河原や農耕地、草地に生息します。繁殖は、草原や灌木の散在する草原でおこないます。地上をはね歩き、草の実を採食します。県内では、人為的な開発の影響で河原や、休耕田、草地が減少し、生息地が減少しています。 現地調査では、対象事業実施区域内の比較的高茎の草地や灌木上で冬季に 3 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
アオジ※	本種は、開けた森林や林縁に生息する種で、植物の種子や昆虫類を食べ、地表や低木の樹上に営巣します。繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭等でもみられます。県内では箱根で繁殖例が記録されています。 現地調査では、対象事業実施区域内の草地（高茎）や林縁で冬季に 2 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）

※ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）では繁殖期と非繁殖期に分けてランクが設定されていますが、エゾムシクイ、コサメビタキ、キビタキ、キセキレイ、ホオアカ、アオジの 6 種は繁殖期のためのランク付けで、対象事業実施区域では繁殖期に確認されていないため、予測の対象種から除外しました。

<準備書 p. 6. 2-48>

ア 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺において注目すべき種は 18 種確認されました。

工事の実施に伴い、対象事業実施区域内の樹林等や草地（高茎、低茎、湿地）が改変するため、これらの環境に生息する一部の種については影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

供用時においては、樹林等や草地（高茎、低茎）の復元を図っていきます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出、人為的な管理（草刈り）等の生息環境の保全・創出を図っていくことで、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態を回復していくことで生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

<赤字：準備書からの変更箇所>

ア 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺において注目すべき種は 18 種確認されました。このうち、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）では繁殖期と非繁殖期に分けてランクが設定されていますが、エゾムシクイ、コサメビタキ、キビタキ、キセキレイ、ホオアカ、アオジの 6 種は繁殖期のみのランク付けで、対象事業実施区域では繁殖期に確認されていないため、予測の対象種から除外しました。

工事の実施に伴い、対象事業実施区域内の樹林等や草地（高茎、低茎、湿性）が改変するため、これらの環境に生息する一部の種については影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

供用時においては、樹林等や草地（高茎、低茎）の復元を図っていきます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出、人為的な管理（草刈り）等の生息環境の保全・創出を図っていくことで、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態を回復していくことで生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

環境影響評価書では、注目すべき種への影響予測結果のうち、エゾムシクイ（準備書 p. 6. 2-53 表 6. 2. 1. 32 (11))、コサメビタキ（準備書 p. 6. 2-54 表 6. 2. 1. 32 (13))、キビタキ（準備書 p. 6. 2-55 表 6. 2. 1. 32 (14))、キセキレイ（準備書 p. 6. 2-55 表 6. 2. 1. 32 (15))、ホオアカ（準備書 p. 6. 2-56 表 6. 2. 1. 32 (17))、アオジ（準備書 p. 6. 2-57 表 6. 2. 1. 32 (18)) については、削除します。

31 温室効果ガスの事後調査について

【令和8年度第5回審査会ご意見】

補足資料の23ページの表16-4(2)事後調査項目を選定した理由・選定しない理由(供用時)のところなのですが、十分な保全のための措置を行うため、選定から外しているということになっています。考え方として、この2つ前の21ページの表6.1.23(3)「環境の保全のための措置」の下から2番目に、「機器・設備等の導入後は、」ということで、エネルギー使用量の把握や分析をされていて、それを確認しながら運用改善に繋げるという記載もあります。表16-4(2)の選定しない理由のところは、そのようなものやっていくので、事後調査としての項目には入れないとするのか、そのようなものやっているのか、事後調査が可能として項目に入れるのかということかと思ったのですが、いかがでしょうか。

何となく、「事前にやっているのでその後のことはやらなくても大丈夫です」と読めるのですが、実際にはエネルギー消費を把握して運用改善に繋げていくという考え方のもとに、計画として保全措置を考えられていると思いますので、それを反映させた形で事後調査するのか、若しくは、そういうことを健全にやっているということを選定しない理由にした方が良いのかと思いました。考え方を教えていただければと思います。

【事業者の見解】

予測の不確実性は低いものの、環境の保全のための措置で「機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善、定期的なメンテナンス等の実施を検討し、機能維持にも努めます。」としていることから、事後調査を実施する方針とします。

環境影響評価書では、準備書「第8章 事後調査の実施に関する事項」の「事後調査項目の選定した理由・選定しない理由(供用時)」を表31-1(2)、「事後調査の内容(供用時)」を表31-2(2)のとおり変更します。なお、準備書からの変更は赤字で示すとおりです。

表 31-1 (1) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

（準備書 p.8-5 表 8.2 (1)）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化	○	施設の存在・土地利用の変化により、動物の生息及び生態系に影響を及ぼす可能性があり、環境の保全のための措置として挙げた項目について、環境保全の效果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	植物	施設の存在・土地利用の変化	×	
	生態系	施設の存在・土地利用の変化	○	
騒音	騒音	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。

表 31-1 (2) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

（赤字：準備書からの変更箇所）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
温室効果ガス	温室効果ガス	施設の運営	○	環境の保全のための措置として、機器・設備等の導入後、エネルギー使用量の把握・分析等を行うため、事後調査項目として選定します。
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化	○	施設の存在・土地利用の変化により、動物の生息及び生態系に影響を及ぼす可能性があり、環境の保全のための措置として挙げた項目について、環境保全の效果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	植物	施設の存在・土地利用の変化	×	
	生態系	施設の存在・土地利用の変化	○	
騒音	騒音	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。

表 31-2 (1) 事後調査の内容（供用時）
（準備書 p.8-8 表 8.4）

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
生物多様性	動物	- 動物の状況 - 生態系の状況 - 環境の保全のための措置の実施状況	対象事業実施区域から約 50m までの範囲を基本とした周辺の連続する環境の範囲（わきみずの森含む）	陸生動物 ○動物相調査 a. 哺乳類：4 季 b. 鳥類：4 季 c. 両生類及び爬虫類：3 季 d. 昆虫類：3 季 ○水生生物：3 季	全体供用開始後 1 年程度経過後	現地踏査等により、動物種の生息状況を確認する方法とします（事前調査と同様の方法とします）。
	生態系					動物の調査で確認した生息状況より類推する方法とします。
地域社会	交通混雑	建物供用後の関連車両台数	予測を行った 5 交差点 - 立場 - 高砂苑バス停前 - 通信隊東側 - 深谷交番前 - 深谷	1 回 （平日、休日、混雑期）	事業活動が定常な状態になる時期	交差点では、方向別、車種別、時間帯別の交通量を、カウンターを用いて観測します。

表 31-2 (2) 事後調査の内容（供用時）
（赤字：準備書からの変更箇所）

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
温室効果ガス	温室効果ガス	機器・設備等の温室効果ガス排出状況	対象事業実施区域	1 回	全体供用開始後 1 年程度経過後	現地調査による目視、電気使用量等の関係資料の整理及び関係者へのヒアリングにより省エネ機器等の導入状況、エネルギー使用量等を把握します。
生物多様性	動物	- 動物の状況 - 生態系の状況 - 環境の保全のための措置の実施状況	対象事業実施区域から約 50m までの範囲を基本とした周辺の連続する環境の範囲（わきみずの森含む）	陸生動物 ○動物相調査 a. 哺乳類：4 季 b. 鳥類：4 季 c. 両生類及び爬虫類：3 季 d. 昆虫類：3 季 ○水生生物：3 季	全体供用開始後 1 年程度経過後	現地踏査等により、動物種の生息状況を確認する方法とします（事前調査と同様の方法とします）。
	生態系					動物の調査で確認した生息状況より類推する方法とします。
地域社会	交通混雑	建物供用後の関連車両台数	予測を行った 5 交差点 - 立場 - 高砂苑バス停前 - 通信隊東側 - 深谷交番前 - 深谷	1 回 （平日、休日、混雑期）	事業活動が定常な状態になる時期	交差点では、方向別、車種別、時間帯別の交通量を、カウンターを用いて観測します。

32 盛土や重機の走行等による透水管の破損や浸出水のルートについて

【令和8年度第5回審査会ご意見①】

補足資料 20 は、盛土や重機の走行で水みちが変わったり、地中で管が破損したりしないかということで、これは現在の時点でのお答えはなかなか難しいと理解いたしました。これについても必要な対策を講じていくことや、もちろん廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）はそうなのですが、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインなどに準拠して実施します」とあるのですが、この見解の内容が準備書の環境保全措置に書かれているのでしょうか。あれば教えてください。

【令和8年度第5回審査会ご意見②】

準備書 6. 10-1 ページに書いてありますけれど、一般論として、環境影響評価項目としての地盤は、周辺地盤への影響ということを目標にしていらっしゃるのではないですか。

事業場内の地盤の変動に伴う最終処分場跡地の、例えば「水みちの変化や排水管が壊れるとかに対して、今は予測できないけれどしっかり注意しながらやります」ということがどこに書いてありますかということです。地盤沈下は少し違うのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

そこで読むのだということであれば、もう少し分かるように書いていただいた方がいいと思います。

【事業者の見解】

ご意見①について、「20 盛土や重機の走行による透水管の破損や浸出水のルートについて」に記載した事業者の見解は、環境の保全のための措置に記載していませんでした。また、ご意見②について、ご指摘いただいたとおり、「第6章 6. 10 地盤」の保全措置は、周辺地盤への影響についての措置であり、今回の見解は主に水質・底質にかかる内容であることから、環境影響評価書の「第6章 6. 6 水質・底質」を表 32-1 (2) のとおり反映します。なお、準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

表 32-1 (1) 環境の保全のための措置
(準備書 p. 6. 6-37 表 6. 6. 20)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・ 有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。 ・ 工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。 ・ モニタリングの調査箇所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・ 緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。 ・ 河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。

表 32-1 (2) 環境の保全のための措置
(赤字：準備書からの変更箇所)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・ 有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。 ・ 工事の進捗に合わせ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施するほか、透水管を含む既設管の状況について、資源循環局事業系廃棄物対策課等の関係部局と協議のうえ調査します。 ・ 調査結果を踏まえ、産業廃棄物最終処分場跡地利用のための工事対策計画を策定するとともに、必要な対策を講じます。 ・ モニタリングの調査箇所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・ 緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。 ・ 河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。

33 切土する汚染土壌について

【令和8年度第5回審査会ご意見①】

事業者の見解の上から3つ目の段落に「基準不適合等地点のうち、切土対象となる各区画の面積は100㎡であり、いずれの地点においても基準不適合等は地表から深度0.5mまでの範囲で確認されている」と書いてあります。それから、そこから5、6行目下、ダイオキシンのところに、「次に、「表層土壌基準不適合地点（ダイオキシン類）」(No. 4)では、切土深さが1.2mですが、基準不適合等は地表から深度0.5mまでであるため」と書いてあります。いずれも基準不適合等は地表から深度0.5mの範囲だと書いてあるのですけれども、準備書の6.7-10ページの表6.7.2 土壌汚染調査結果（詳細調査）を見せていただけますか。この表は詳細調査の表なのですから、例えば一番左の第二種特定有害物質調査で、鉛が基準不適合だということです。ここに基準不適合深度は1mと書いてあります。また、右端、ダイオキシン類調査では深度0.05から0.2mと書いてあります。準備書6.7-10ページと補足資料21のこの数字の違いは何でしょうか。今日の資料ではいずれも0.5mと書いてあります。

基準不適合深度は鉛が1m、ダイオキシンは0.2mということなのですね。それで鉛の方は、実際に切土するのは、0.2から0.3mということですので、これは深度0.5mでも深度1mでも、もう汚染部分の表層から20cm、30cmを切土とするということで、特に修正しなければいけないということはないのではないかと思います。それから、ダイオキシンの方は、0.2mまでとこの詳細調査の結果はなっているのですが、補足資料では0.5mだと書いていまして、それで切土量を出して50㎡と計算をされています。これは安全側で良いのですが、この辺の数字は矛盾のないようにしていただきたいと思います。

ダイオキシンについて、この詳細調査というのは、大体10年前ぐらいにされているのですね。10年前は、深度でいうと0.2mまでの深さでダイオキシンの汚染が確認されたかもしれませんが、それから既に10年経っています。ダイオキシンというのは非常に吸着性が高いのです。土壌コロイドに吸着するわけですから、土壌コロイドに吸着しますと、土壌浸透水の関係で結構移動するので、特に深さ方向に移動します。この10年の間に、もしかしたら0.2mよりも深い部分にまで移動している可能性があります。従って、そういう意味でも、切土深さが0.5mなので、0.5mまでを全て汚染土壌とみなして、そういう取扱いをするというのは安全側で、私は結果的には良いと思うのですが、その辺の理屈をしっかりと立てていただきたいと思います。この点はよろしいでしょうか。

【令和8年度第5回審査会ご意見②】

今日の補足資料38ページに準備書と準備書からの変更箇所を書いてあるのですけれども、変更の方を見ても、最後の2行ですが、「掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を講じます」と書いてあります。これはこれで結構なのですが、今回の調査でいくと、その下の補足資料38ページの表6.7.6を見ればわかりますが、鉛で汚染されているNo. 1、2、3は、形質変更時要届出区域になっています。また、この下のダイオキシンとかベンゼンは、これは形質変更時要届出区域ではないのですが、指定区域外の汚染土壌の運搬、移動についても、環境省で取扱指針を出しています。「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」というのがございます。これを是非参考にしていただきたいと思います。結論から言うと、指定区域以外の汚染土壌であっても、汚染されている以上は、指定区域内の汚染土壌の取扱いに準じた形でやるのが望ましいというような内容です。それから汚染土壌については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」というのが、同じく環境省で出しています。これは改訂第4.2版まで出ていますので新しい第4.2版を見ていただきたいと思うのですが、これらを是非参考にして対策を考えて、計画していただきたいと思います。

【事業者の見解】

ご意見①について、令和8年度第5回審査会補足資料21にてご提示した、掘削される汚染土壌量の算出に用いた地点及び掘削深さは、概況調査の結果を基にしており、汚染土壌を掘削する深さは、概況調査の掘削深さである0.5m又は切土深さのいずれか小さい値を用いていました。このため、ご指摘頂いた地点No.1は切土深さより0.2m、地点No.4は概況調査の掘削深さより0.5mとしておりました。

ご意見を踏まえ、切土の地点については汚染土壌をすべて除去する考え方とし、令和8年度第5回審査会補足資料21にてお示しした汚染土壌量を訂正し、No.1～No.4はそれぞれ下記のとおりとします。

No.1は、詳細調査にて地表から2.0m地点より深い地点では土壌汚染が確認されていない事を踏まえ、2.0mまで掘削し土砂を除去します。No.2、No.3は詳細調査にて地表から1.0m地点より深い地点では土壌汚染が確認されていない事を踏まえ、1.0mまで掘削し土砂を除去します。

No.4について、詳細調査においてダイオキシン類が地表から0.05m～0.2mで確認されていますが、ダイオキシン類が土壌内で移動しやすい特性を考慮し、汚染土壌を掘削する深さを切土の計画深さである1.3mまで掘削し土砂を除去します。

また、土壌汚染が確認された区画のうち舗装を行わず、盛土高さも低いNo.5について、No.2等と同様に汚染土壌をすべて取り除くため、1.0mまで掘削し土砂を除去します。

なお、土壌ガス検出地点については、概況調査では土壌ガスが検出されていたものの、詳細調査で実施した土壌溶出量試験にて基準適合が確認されたことから、汚染土壌量の算定対象外とします。

また、ご意見②について、形質変更時要届出区域外の汚染土壌の取り扱いについて、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」を参考に、指定区域以外の汚染土壌についても、指定区域内の汚染土壌の取扱いに準じて取り扱うようにいたします。汚染土壌運搬の際には「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を参考に、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を講ずるものとします。

これらの内容は環境影響評価書に反映します。準備書p.6.7-17に、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」及び「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」等を参考に汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を行う旨を追記します。また、「表6.7.6 掘削される汚染土壌量」を追記し、汚染土壌を掘削する深さの注釈を記載します。環境の保全のための措置も表33-1(2)のとおり修正します。また、ご指摘事項ではありませんが、汚染土壌について、「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に則った適切な手法で処理する旨を追記します。

なお、準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

<準備書 p. 6. 7-17>

イ 汚染土壌の処理方法

基準不適合地点の多くは表層及び深度 1 m で確認されており、多くの区画では盛土工事を行う計画です。一部の区画では切土工事を行う計画ですが、掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を講じます。

<赤字：準備書からの変更箇所>

イ 汚染土壌の処理方法

基準不適合等地点の多くは表層及び深度 1.0m で確認されており、多くの区画では盛土工事を行う計画です。一部の区画では切土工事を行う計画であり、表 6. 7. 6 に示すとおり最大で約 630 m³ の汚染土壌が発生しますが、掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」及び「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」等を参考に講じます。

表 6. 7. 6 掘削される汚染土壌量

No.	区画	形質変更時要 届出区域	区画面積 ①	汚染土壌を 掘削する深さ ②	掘削される 汚染土壌量 ③＝①×②
1	表層土壌基準不適合地点 (鉛及びその化合物の含有量)	○	100 m ² [10m×10m]	2.0m ^{※2}	200 m ³
2	表層土壌基準不適合地点 (鉛及びその化合物の含有量)	○	100 m ² [10m×10m]	1.0m ^{※3}	100 m ³
3	表層土壌基準不適合地点 (鉛及びその化合物の含有量)	○	100 m ² [10m×10m]	1.0m ^{※3}	100 m ³
4	表層土壌基準不適合地点 (ダイオキシン類)	×	100 m ² [10m×10m]	1.3m ^{※4}	130 m ³
5	表層土壌基準不適合地点 (鉛及びその化合物の含有量)	○	100 m ² [10m×10m]	1.0m ^{※3}	100 m ³
合計					630 m ³

※1 区画の位置については、「資料編 1.3 産業廃棄物最終処分地」の図 1.3.2 (p. 資 1.3-3) を参照願います。

※2 No.1 について、詳細調査にて 2.0m より深い地点での土壌汚染は確認されていないため、汚染土壌を掘削する深さは 2.0m とします。

※3 No.2、No.3、No.5 は詳細調査にて 1.0m より深い地点での土壌汚染は確認されていないため、汚染土壌を掘削する深さは 1.0m とします。

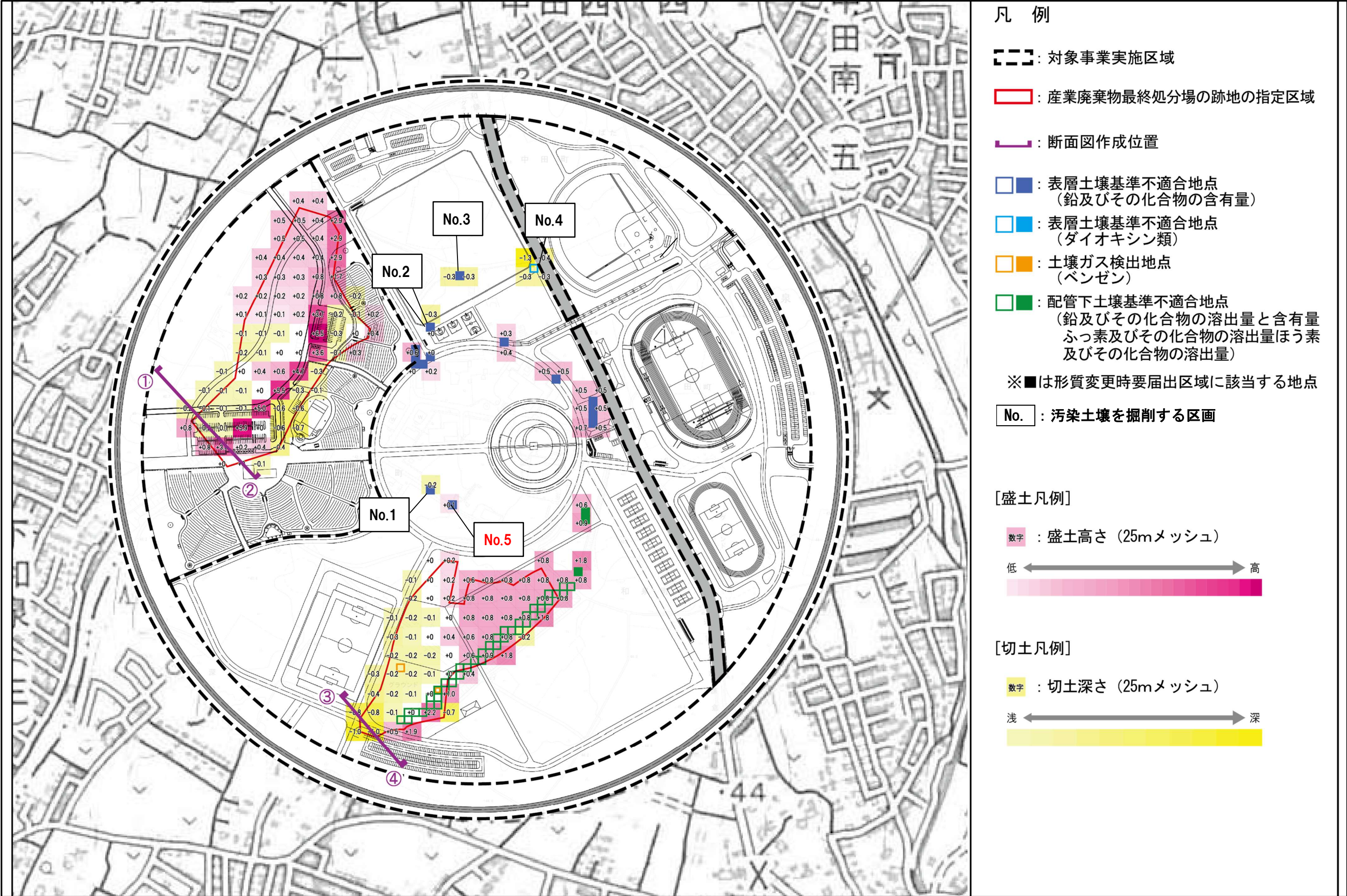
※4 No.4 (ダイオキシン確認地点) について、詳細調査では 0.05m～0.2m で確認されていますが、ダイオキシンが土壌内で移動しやすい特性を考慮し、汚染土壌を掘削する深さは、切土深さに合わせ 1.3m とします。

表 33-1 (1) 環境の保全のための措置
(準備書 p. 6. 7-17 表 6. 7. 6)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・ 基準不適合地点や産業廃棄物最終処分場跡地地上部への建物配置を行わない計画とします。 ・ 産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。 ・ 基準不適合地点に対し掘削や土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。

表 33-1 (2) 環境の保全のための措置
(赤字：準備書からの変更箇所)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・ 基準不適合等地点や産業廃棄物最終処分場跡地地上部への建物配置を行わない計画とします。 ・ 産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。 ・ 汚染土壌は、「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に則った適切な手法で処理します。 ・ 基準不適合等地点に対し掘削や土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」及び「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」等を参考にを行います。



資料:「(仮称) 深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託報告書【墓園編】」(横浜市、令和6年3月)を基に加工して作成。

図 33-1 基準不適合等地点を切土する区画

34 建設発生土について

【令和8年度第5回審査会ご意見】

汚染されていない土でも、もちろん土質によってどうしても再利用が不可能なものが出る可能性がある、その場合には適切な業者に搬出をしたいという趣旨だと思います。そうであれば補足資料42ページの表22-1(2)に、準備書からの変更箇所の記載をしていただいています。ここにもう少し詳しく書いていただいた方が良いでしょう。表22-1(2)の赤字で追記をしていただいたところに不適合の汚染の土壌の話を書いています。その赤字の2つ上に「建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します」と書かれています。これは、まず場内で再利用しますというのが薄れていて、「場内利用」又は「他の工事に」となっているので、まずは可能なものは場内で再利用しますと書いて、次に土質の観点から場内でどうしても再利用できないものは他の工事現場に搬出します、と今お答えになった通り、正確に書いていただきたいと思います。この文章だけを見ると、他の受け入れ先あるいは業者に搬出されてしまいそうに思いますので、意見として申し上げます。

【事業者の見解】

ご指摘を踏まえ、建設発生土については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に従い、計画・設計段階から掘削断面の合理化や事業間での調整など発生土量の抑制を図り、可能な限り現場内で再利用します。また、土質等の理由により場内利用が困難な場合には、場外に搬出し適切に対応することが明確となるよう、準備書の「第6章 6.4 廃棄物・建設発生土」の環境の保全のための措置を表34-1(2)のとおり変更します。また、ご指摘事項ではありませんが、施設の運営にかかわる環境の保全のための措置の2ポツ目の記載について、「草刈り」を「刈草」に修正します。

なお、準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

表 34-1 (1) 環境の保全のための措置
(準備書 p. 6. 4-32 表 6. 4. 24)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。
【供用時】 施設の運営	・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。

表 34-1 (2) 環境の保全のための措置

(赤字：準備書からの変更箇所)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づき、計画・設計段階から掘削断面の合理化や事業間での調整など発生土量の抑制を図り、可能な限り現場内で再利用します。土質等の理由により場内利用が困難な場合には、場外に搬出し適切に対応します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 ・汚染土壌は、「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に則った適切な手法で処理します。 ・基準不適合等地点に対し掘削や汚染土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際は、ダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」及び「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」等を参考に行います。
【供用時】 施設の運営	・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。